

一般社団法人 エネルギー・資源学会
代 議 員 選 挙 細 則

(総則)

第1条 定款第5条第5項に定める代議員の選挙は、本細則による。

(細則の改定)

第2条 本細則を改定しようとするときは、理事会の決議によらなければならない。

(代議員の定数)

第3条 代議員数は、定款第5条第3項に記載の範囲内において理事会が定める。

(選挙の公示)

第4条 代議員選挙の実施を会誌及び Web サイト（以下「会誌等」という。）に公示し、正会員及び特別会員から立候補者を募集する。

(候補者の公示)

第5条 前条の立候補者を会誌等に公示する。

(代議員の選出)

第6条 代議員の選出は、投票により行う。

- 2 投票は全ての正会員及び特別会員が、立候補者の中の不信任者に印をつけることにより行い、不信任票数が有権者総数の 2 分の 1 未満の者を当選者とする。

(選挙の管理)

第7条 代議員の選挙業務は、会長が任命する選挙管理委員会がこれを行う。

(代議員の選任)

第8条 選挙管理委員会は、当選者を確定し会誌等で公表する。

【附則】

- 1 本細則は、この法人の成立の日から施行する。

一般社団法人 エネルギー・資源学会
代議員選挙管理委員会内規

平成 23 年 1 月 7 日 理事会承認

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人エネルギー・資源学会（以下「本学会」という。）の定款第 5 条第 5 項で定められた代議員選挙細則（以下「細則」という。）の第 7 条に規定される代議員選挙管理委員会（以下「この委員会」という。）について、その組織及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 この委員会は、細則に規定された次の代議員選挙（以下「選挙」という。）業務を行う。

- (1) 選挙の実施は理事会承認のもと、この委員会を設けて行う。
- (2) 選挙の実施を会誌及び Web サイト（以下「会誌等」という。）に公示し、正会員及び特別会員の中から立候補者個人を公募する。なお、この委員会は、学会運営に意欲を持った正会員、特別会員に立候補を促すこともできる。
- (3) 応募のあった立候補者の氏名、所属を Web サイトに公示する。
- (4) 選挙は無記名による各立候補者への信任投票とし、立候補者の氏名と所属を記載した選挙の投票用紙を全ての正会員及び特別会員に送付する。
- (5) 投票用紙を回収し、不信任票数が有権者総数の 2 分の 1 未満の者を代議員当選者として確定する。
- (6) 当選者として確定した代議員を会誌等で速やかに公示する。なお、補欠選挙で選出された代議員については、定款第 17 条第 3 項にもとづき、定時社員総会の案内を開催 2 週間前までに行う。

(委 員)

第3条 この委員会の委員長及び委員は、総務委員会で候補者を選出し、会長が任命する。
2 この委員会の委員は、委員長 1 名を含めて原則 10 名以内とし、原則として総務委員会の委員及び監事の中から選出される。
3 この委員会の委員の任期は、会長からの任命後、選挙業務が完了し、最初に開催される定時社員総会が終結する時までとする。

(会 議)

第4条 この委員会は、必要に応じて委員長の招集により開催する。

(事 務 局)

第5条 この委員会の事務処理は、本学会の事務局が行う。

附則

1. この内規は、平成 23 年 1 月 7 日から施行する。
2. 定款第 5 条第 9 項で規定される補欠選挙の実施も本内規を適用する。